

京 都 帝 國 大 學 經 濟 學 部 內 東 亞 經 濟 研 究 所

年 四 回 (三 月 三 十 日 發 行)

東 亞 經 濟 論 叢

第 一 卷 第 三 號

昭 和 六 十 年 九 月

上海に於ける金融機構……………經濟學博士 小島昌太郎

中晚唐時代に於ける燉煌地方
佛教寺院の礎礎經營に就きて……………文學博士 那波利貞

支那古代經濟史概観……………經濟學士 穂積文雄

支那國家銀行の統制力……………經濟學士 徳永清行

西歐思想に於ける東洋社會論の意義……………經濟學士 島 恭 彦

滿洲に於ける特殊會社の再組織問題……………經濟學士 山本安次郎

滿洲貿易構成の變化……………經濟學士 岡倉伯士

ハウスホーファアの東亞文化政策……………經濟學士 出口勇藏

買辦發生の社會的根拠……………經濟學士 鈴木総一郎

東亞經濟圈に於ける米生産の發展……………經濟學士 大上末廣

北京回教徒の職業……………經濟學士 澤崎堅造

支那紡績労働請負制度の發達……………經濟學士 岡部利良

(禁 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の 碾磑經營に就きて（上）

那 波 利 貞

佛國國立圖書館所藏燉煌發見文書登錄番號第參五貳號の紙背文書に『三界寺招提司法松財』と題する僧法松の經理した三界寺の支出收入會計決算報告書殘卷がある。招提司とは唐代寺院の出納會計監督係である。曰く

三界寺招提司法松財

合從乙巳年正月一日已後。至丙午年正月一日已前。

中間一周年。徒衆就北院竿會法松手下

應入常住梁課磑課及諸家散施。兼承

前帳廻殘及今帳新附所得麥子油麪

黃麻夫查豆布氈等。惣四佰一十六碩一斗

三升九合。

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の碾磑經營に就きて

一 佰一十一石二斗	麥
一 佰一十七石八斗	麥
四石四斗五升	登油
五十二石四斗	白麩
三十二石五斗三升	麻
二十九石二斗五升	豆
十石	麩 <small>てん</small> 麩
九石二斗	麥
一十八石九斗	麩
二 百 尺	布
一 百一十尺	練

〔以下省略ス〕

右の文書の中の竿は筭の、麥は粟のそれ、中晚唐時代に於ける民間通行の通俗字、登油は燈油の、夫は麩のそれ、略書であり、麩とは麥粉の屑即ち麩屑、查とは油滓のこと、練は練で麩とも糧とも書き外國語の音譯にして木綿織物を指す。此の文書の趣旨は、乙巳の年正月一日より翌丙午の年正月一日に至るまでの滿壹箇年間、燉煌の三界寺と稱する寺院にてその招提司の法松が監理した寺院會計出納につき三界寺の全僧侶が同寺の北院に

於て、經常收入たるべき梁課・礎課・諸家よりの布施寄進物及び前年度會計決算より剩餘繰り越せる麥・粟・油・麩・麻・豆・麸・布・縷類、並に此の壹箇年間に新に收納した麥・粟・油・麩乃至布氈をば立會計算したが、總計四百十六碩一斗三升九合であるといふ意である。但之を實際に計算すると麥より麸まで九種目で三百八十五碩七斗三升にしか爲らず、文面とは三十石四斗九合の差を見るが、これは蓋し二百尺の布と百十尺の縷とを時價を以て穀物に換算し三十石四斗九合を得て之を合計して記帳したものと考へられる。支那西陲の燉煌地方は晚唐五代頃までも未だ貨幣經濟にまで進歩せずして物々經濟の社會で、都べて價値は麥粟を以て計算せること、私の調査した夥多しい燉煌民間經濟文書の示す所であるから、茲の場合も右の如く解釋して宜しいかと思ふ。此の寺院會計文書には年紀の徵すべきもの無く、其の時代を的確に知り難いが後に紹介する年紀のある淨土寺や安國寺、報恩寺などの同類文書と互參稽し、その文字の風その他より推して中晚唐時代のものたるは略ぼ疑の無いもので、乙巳年とは蓋し僖宗の光啓元年乙巳歲皇紀一五四五年 西紀八八五年か、後晉の出帝の開運二年乙巳歲皇紀一六〇五年 西紀九四五年かに相違なかるべく、それ以後の乙巳にては燉煌千佛洞より發見された全燉煌發見文書の時代的最下限たる北宋の太宗の至道二年皇紀一六五六年 西紀九九六年以後の限外に出づる。如何に遲しと觀ても晚唐五代初のものと思はれ、私は暫く之を僖宗の光啓元年に擬せむとする者で、つまり光啓元年度壹箇年の三界寺の出納會計決算報告書を當時の佛寺習慣に依り光啓元年十二月大晦日か翌光啓二年皇紀一五四六年 西紀八八六年 正月中に全寺の僧侶を會合してその席上にて讀み上げ一同の承認を得た報告書の殘卷であらう。唐の文宗の開成三年（本朝仁明天皇の承和五年）皇紀一四九八年 西紀八三八年 七月二日に揚州海陵縣白潮鎮桑田郷東梁豐村に著船して入唐し、宣宗の大中元年皇紀一五〇七年 西紀八四七年 六月十八日楚州の新

羅人の王可昌の船に乗じて發航歸朝した我が慈覺大師圓仁の『入唐求法巡禮行記』卷一、開成三年十二月二十九日の條に揚州の開元寺に關して

廿九日。暮際道俗共燒紙錢。……寺家後夜打鐘。衆僧參集食堂。……時有庫司典座僧。在於衆前。讀申歲内種種用途帳。令衆聞知。

とあり、同書卷三、開成五年皇紀一五〇〇年
西紀八四〇年十二月廿五日の條に、圓仁・惟正・惟曉等の客寓せし長安左衛崇仁坊の資聖寺に關して

廿五日。更則入新年。衆僧上堂。……衆僧喫粥間。綱維典座直歲一年内寺中諸庄及交易并客析諸色被用錢物帳。衆前讀申。とあり、典座・直歲とは宋の僧贊寧の『大宋僧史略』卷中、雜任職員の條に

典座者。謂典主牀座。凡事舉座一色。以攝之。乃通典雜事也。或立直歲。則直一年。或直月。直半月。直日。皆悅衆也。隨方立之。

とあるもの、然らば直歲は一年を任期とする寺院會計出納擔當者で、破とは當時の俗語で支出の意であるから、中晚唐時代の寺院にて寺僧を會して讀み上げ報告する支出決算書は毎年十二月の末に行ひしものらしく考へて宜しく、衆僧に謀りて後、年末を以て會計年度末限として收支決算表を製し、之が翌年の正月にまた衆僧の前にて讀み上げられるのである。之は次に示す根本史料たる同光三年乙酉歲正月 日直歲保護謹牒とか、長興二年辛卯歲正月 日淨土寺願達牒とかある同類の文書に徴して明である。

佛國國立圖書館所藏燉煌文書第貳〇四九號紙背に後唐の莊宗の同光三年皇紀一五八五年
西紀九二五年乙酉歲正月の年紀さへ明なる『淨土寺直歲保護手下諸色出現破除曆』あり。同光二年度の淨土寺會計報告書である。

淨土寺直歲保護

右保護。從甲申年正月壹日已後。至乙酉年正月壹日已前。衆

僧就北院^半會保護手下^下承前帳廻殘及自年田收菌稅梁

課利潤散施^下食所得麥粟油蘆米麩黃麻麩查豆

布氈紙等。惣壹阡參佰捌拾捌碩參斗參勝半杪

肆伯柒拾捌碩陸斗陸勝麥 參

伯玖拾碩伍斗粟 伍碩陸勝

半兩杪半油 肆勝壹杪蘆 壹

斗肆勝米 陸拾伍碩參勝麩

壹拾壹碩玖斗肆勝連麩麩

壹斗伍勝穀麩 捌拾陸碩壹

斗半勝黃麻 參拾碩麩 壹

伯壹餅查 貳伯捌碩捌斗

玖勝豆 捌伯肆拾玖尺布 壹

伯肆拾捌尺氈 貳伯張 紙

捌伯肆拾陸碩參斗玖勝半杪麥粟油蘆米麩黃麻麩查豆布氈紙承前帳廻殘入

申晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の碾磑經營に就きて

中晚唐時代に於ける檄埴地方佛教寺院の碾礎經營に就きて

第一卷 五五四 第三號 二八

貳伯玖拾肆碩伍斗壹勝麥 貳

〔此ノ間私ノ手寫ニアル四百二十九行ノ原文ノ逐録ヲ省略ス〕

碩陸斗麩 玖拾壹餅查

貳伯肆碩玖勝豆 捌伯肆

拾玖尺布 壹伯肆拾捌尺

氈 貳伯張緋

右通前件竿會出現破除、一々具實如前、伏請 處分。

牒 件 狀 如 前。 謹 牒。

同光三年乙酉歲正月 日 直歲保護 謹牒。

〔以下二十行ノ逐録ヲ省略ス〕

同號紙背の『淨土寺直歲願達手下諸色出現破除曆』は後唐の明宗の長興二年辛卯歲皇紀一五九一年西紀九三二年西紀九三二年のもので長興元年度の淨土寺會計報告書である。

淨土寺直歲願達

右願達。從庚寅年正月一日已後。至辛卯年正月一日已前。衆

僧就北院竿會願達手下承前帳廻殘及一年中間

田收園稅梁課散施利潤所得麥、油、蘆、米、麩、黃

麻麩滓豆布絲綿等、惣壹阡捌伯參碩半杪。

伍伯貳拾柒碩伍斗肆勝

麥 伍伯玖拾捌碩貳斗

玖勝粟 陸碩捌斗伍勝

半杪油 貳勝蕪 壹斗

玖勝米 壹伯貳碩肆斗

壹勝麩 玖碩參斗伍

勝半連麩麩 壹斗伍

勝穀麩 捌拾玖碩貳

斗半勝黃麻 伍拾陸碩

肆斗麩 壹伯參拾參

餅滓 貳伯捌拾柒碩

玖勝豆 捌伯捌拾壹尺

布 貳伯貳拾壹尺絲

貳伯張綿

壹阡伍伯肆拾玖碩柒斗陸勝半杪麥粟油蕪米麩黃麻麩查豆布絲紙等承前帳舊

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の碾硯經營に就きて

第一卷 五五五

第三號

二九

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の碾硯經營に就きて

第一卷 五五六 第三號 三〇

肆伯伍拾參碩柒斛壹勝

麥 伍伯參拾伍碩貳斛

〔此ノ間私ノ手寫ニアル四百二十一ノ原文ノ逐録ヲ省略ス〕

餅滓 貳伯柒拾捌碩

玖勝豆 伍伯玖拾捌尺

布 壹伯玖拾伍尺絲

貳伯張絲

右通前件竿會出見破除。一一詣實

如前。伏請 處分。

長興二年辛卯歲正月 日 淨土寺 願達

〔以下二十四行ノ逐録ヲ省略ス〕

右の出現破除とは收入支出の當時の民間通用語で、蘓とは牛羊の乳もて製したる一種の酒である。前者に於て省略したる末尾の二十行、後者に於て省略したる末尾の二十四行は何れも立會承認したる淨土寺の徒衆の連記名とその自署花押とである。此の兩文書は全く『三界寺招提司法松財』と類を同じくする寺院會計文書で淨土寺のものであるが、これには梁課は見えるが礎課は見えて居らぬ。これは五代當時淨土寺に礎課としての經常收入の無かりしが爲であるか、或は書き洩らしたのであるか、之は後に論證することとする。

佛國第參貳〇七號燉煌文書は首部を缺きたる寺院出現破除曆殘卷にして計壹百二十九行の本文支出目録ありてその末尾部に

右通前件所得斛斛破除及見

在其實如前、伏請 處分。

牒 件 狀 如 前。 謹 牒。

中和四年正月 日 上座比丘尼鉢圓等牒

とあり、都僧統の眞悟が勘算認可の署名あり、支出目中には礎に關する支出目が見えるのみならず、此の文書に繼續して安國寺の會計文書があるから、之は安國寺の出納文書と考察せられる。安國寺は佛國第參壹六七號紙背燉煌文書の『乾寧二年三月安國寺道場司常秘等牒文』に徴して、普光寺、靈修寺、聖光寺、大乘寺と共に唐代沙州十七寺中の五尼寺の一であるから、上座が比丘尼鉢圓たる譯である。而して之に續ける安國寺の出納文書は

安國寺上座勝淨等 狀

光啓二年丙午歲十二月十五日。僧政

法律判官徒衆。竿會勝淨等所由手

下。從辰年正月已後。至午年正月已前。

中間參年。應入禮、梁、梁、厨田及前帳

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の礎礎經營に就きて

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の碾磑經營に就きて

第一卷 五五八

第三號

三二

廻殘斛斛油蘓等。惣參伯肆拾捌碩
玖斛參勝。

麥 貳伯玖碩捌斛

粟 壹伯貳拾碩柒斛

黃麻 拾碩捌斛

油 柒碩參斛參勝

苾豆 參斛

參拾參碩陸斛參勝斛斛油等前帳舊

柒碩 陸斛 麥

貳拾貳碩參斛 粟

貳碩 肆斛 黃麻

壹碩 參斛參勝 油

參伯壹拾伍碩參斛斛油蘓等。從

辰年正月已後。至午年正月已前參年新附入。

貳伯貳碩貳斛 麥

玖拾捌碩肆斛 粟

捌 碩 肆 斗 黃麻
 陸 碩 油 參 斗 苾 豆
 麥 陸 拾 貳 碩 陸 斗 粟 參 拾
 貳 碩 陸 斗 黃 麻 貳 碩 捌 斗
 禮 顆 入 麥 陸 碩 肆 斗 苾 豆
 參 斗 厨 田 入 油 貳 碩 梁 顆 入
 已 上 辰 年 諸 色 入 麥 陸
 拾 貳 碩 陸 斗 粟 參 拾 貳
 碩 陸 斗 黃 麻 兩 碩 捌 斗 已
 上 禮 顆 入 陸 陸 斗 厨 田 入
 油 貳 碩 等 已 年 入 麥
 陸 拾 貳 碩 陸 斗 粟 參 拾
 貳 碩 陸 斗 黃 麻 貳 碩
 捌 斗 已 上 禮 顆 入 麥 捌 碩
 厨 田 入 油 貳 碩 梁 顆 等
 午 年 入

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の碾磑經營に就きて

中晚唐時代に於ける熾煌地方佛教寺院の碾磑經營に就きて

第一卷 五六〇 第三號 三四

貳伯捌拾伍碩壹斛參勝斛參年

諸色破除訖

7

貳伯壹碩陸斛 麥

柒拾柒碩壹斛 粟

陸碩肆斛參勝 油

麥壹碩 粟參碩肆斛買糧壹

車用 粟肆斛放羊人糧用 油

貳升八日頓通用 粟參斛 麥

壹斛 麩壹斛 油半升開磑門

日用 麩參斛 油壹升 排大般

若經食用 麩壹碩 油參升

粟壹碩貳斛修磑輪食用 粟

陸斛買飛橋木用 麩貳斛

粟伍斛拔羊毛日用 麥捌斛

麩壹斛放羊人糧用 麩壹碩

油參升 粟壹碩貳斛修磑輪用

麩柴針 油肆升 酒壹瓮 徒衆

磴戸商量打瀉口日用 麩陸

針 油貳升 酒半瓮 人功食用

〔以下闕文〕

右に習見する磴類は磴課の普通當字アテなること論證する迄もない。しかも磴類入は習見し、開磴門・修磴輪・磴戸の名目も見えて居る。光啓二年皇紀一五四六年 西紀八八六年は唐の僖宗の治世第十三年で、此の文書は中和四年度、光啓元年度の滿二年間の安國寺出納簿であるから、晚唐時代の佛寺會計出納文書である譯である。

佛國第貳〇四貳號紙背燉煌文書は『報恩寺功司道信狀』で

報恩寺功司道信 狀

右合從戊子年正月一日已後。至己丑年正月已前。

中間公常住一周年所用什物等惣陸伯陸拾

貳碩壹針壹升伍合麥粟黃麻油麩麩等

貳伯玖拾

己丑年破曆 麥伍碩 粟柒碩 黃麻捌碩

麥兩碩 粟肆碩 黃麻陸碩 白麩參碩

〔以下闕文〕

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の磴體經營に就きて

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の礎礎經營に就きて

第一卷 五六二 第三號

三六

とあり、此處の鹿は麩であらう。同第貳八貳壹號燉煌文書は『報恩寺主逐會狀』にして

報恩寺主逐會 狀

右合從丁丑年正月一日如後。至庚辰年正月一日如前。中

間三年所執掌常住什物諸渠厨田麥粟黃麻豆油麩

等惣貳伯壹拾碩肆斛捌升伍合。

壹伯壹拾陸碩玖斛 麥

參拾玖碩 粟

壹拾貳碩貳斛 豆

伍合 油

捌碩捌斛 黃麻

參拾參碩陸斛參升 白麩

肆拾肆碩陸斛參升伍合麥粟黃麻豆油麩等承前帳廻殘舊

貳拾壹碩陸斛 麥

伍碩肆斛 粟

參碩柒斛 豆

伍合 油

玖碩陸肆參升 白麩

肆碩參肆 黃麻

壹伯陸拾伍碩玖肆伍升麥粟豆黃麻白麩等三年中間新附領入

玖拾伍拾參肆 麥

參拾參碩陸肆伍升 粟

〔以下 闕文〕

とあり、迺は中晚唐時代の民間通俗字で、延の字であるから、迺會は延會である。但此の兩種の報恩寺會計文書では禮課は現はれて居らぬ。前掲の『淨土寺直歲保護手下諸色出現破除曆』『淨土寺直歲願達手下諸色出現破除曆』でも前述の通り禮課入のこと現はれず、淨土寺には此の目に依る寺院收入は無かりしかの如くに見えるが、後に引用する淨土寺出現破除曆には明に禮よりの收入があるから、禮に關係ある收入は淨土寺にもありしものと見なければならぬが、春禮入とか秋禮入とか記されてゐる以外に禮課入なる名目が見當らぬのは注意すべきであるまいかと思ふ。此の例より謂はゞ收支の細目を缺ける此の報恩寺に於ても、禮課なる經常收入目こそ見當らずとも、禮に關係ある收入は在りしものかも知れぬ。

佛國國立圖書館所藏燉煌文書總計五千五百四十壹種の中には、茲に掲げたる以外にも中晚唐五代の間のものも推定せらるる佛寺出納經濟文書の殘卷尙ほ多數に遺存し、一一之を枚擧するの煩に堪へぬ。私は茲に當面の必要なる史料として晚唐時代より五代初頭に亙る間に書録せられた燉煌地方の三界寺・淨土寺・安國寺・報恩寺のもの

のの一部を掲げたまでであるが、唐代に於ける佛寺の會計出納文書の形式として本來の儘の書式を以て傳世するものは甚だ稀有で、私の寡聞不敏なる、殆ど一部の成書とされて傳へらるるものあるを知らぬのである。晉に唐代のみならず、溯りては魏晉南北朝時代、降りては宋元時代に於ても此の種の寺院經濟文書は殆ど世に傳へられて居らぬ。支那の寺志類には概ね寺の財産に關する一項ありて、例示せば『育王寺志』卷七の『阿育王山廣利禪寺報本莊塗田記』、『天童寺志』卷九の『轉麗放附莊產の項の金山莊以下十三箇處の莊園の記事』、『杭州崇福寺志』卷三の寺產の項、『桂林棲霞寺志』卷上の田園志、『虞山海藏寺志』卷五の寺產の項、『杭州上天竺寺志』卷十の版籍、『明州岳林寺志』卷三の法產の項など寺院の莊園などのことは記載せらるるものもあるも、その寺產の經營運轉法、その經濟出納の經過即ち當時の俗稱に所謂出現破除に關する直歲僧の清算會計報告書は從來全く傳へられて居らず、また寺志に記すべき性質のものでもない。然らば茲に掲ぐるものの如きは實に唐代寺院經濟史研究上には大海の遺珠も管ならざる天壤間稀覯の貴重なる根本史料なりと謂はなければならぬ。而してその領入、或は入、或は出現、即ち收入の目と、その破除、或は破用、或は破、即ち支出の目とは實に詳細を極めたるものにして、責任者たる直歲僧・倉司僧・寺主僧などが署名し多數の徒衆が承認の副署を爲し、之に依りて當時の寺院經濟一般・その運營方法・僧尼の衣食生活・寺院の對地方人態度・寺院の營利事業の經營・寺院勢力の如何などを窺知し得らるるのである。

今此等の根本史料に據りて觀ると、中晚唐時代の佛教寺院の重なる經常收入項目は田收・蘭稅・梁課・礎課・疋帛麥粟貸附利潤・散施布施である。此の中の田收と蘭稅とは寺院所有の莊田・厨田・寺田を寺院所屬の小作人

に耕作せしめて獲る所のものにして、その中には地方豪族其他農耕地所有者がその侵掠を免がれむが爲に地方的特殊權力を揮へる寺院に名目上寺院の農耕地として自己所有のものを寄託せる百姓より謝禮の意にて寺院へ納むるもの並に兵役・徭役を免がれむとする百姓が或は空名度牒を購入し、或は度牒無くして叨に寺院の庇護の下に僧と爲れる當時の俗稱に所謂百姓僧より冥加料の意味にて寺院へ納むるものをも含んで居たであらう。梁課は寺院所屬の寺戸が製油に従事してその製油設備の使用料として所管寺院へ納附する油の現物にして、その他に製油戸が自由に製造して販賣する油の量價に應じて、自由製油販賣特權免許の冥加料として納入する布帛麥粟も相當の額に登りしものである。正帛麥粟の貸附は大抵春に貸し秋に返還せしめて五割の利子が普通であつたから、これ亦大なる經常收入で、散施布施も亦決して少いものではなかつた。梁課については『支那佛教史學』第二卷第一・二・四號所掲の拙稿『梁戶攷』に於て、正帛麥粟の貸附については『支那學』第拾卷第參號所掲の拙稿『熒煌發見文書に據る中晚唐時代の佛教寺院の錢穀布帛類貸附營利事業運營の實況』に於てそれ／＼述ぶる通である。而して此等の他に磔課なる經常收入のある寺があるのである。

二

磔課とは梁課とならべて考察すべき名辭にして、磔より生じて當然その寺院に納めらるべき收入であり、廣意に謂はゞ所謂磔課税にして、佛寺の所有する磔課設備借用特別免許權より生ずる佛寺への收入であると想像せられる。

磔磔は一に磔磔とも謂ふ。漢の楊雄の『方言』には磔を磔とも謂ひ即ち磔なりとあり、後漢の許慎の『說文解

字』には磨は石磑なりとあり、後世では填磨・硨磨など謂ふ異名も起り、更にその使用目的より生じて磨・磨・磨磨など種々あり、その發明は古く、『世本』には周末の魯國の巧人なる公輸般の創始に係ると傳へて居る。果して公輸般の創案なるか否かは明確に爲し難いが、古くは竹を編み之に泥土を塗り固めたる粗笨なもので、穀穀即ち穀物の稂を破りて穀實を出だすものを磑と稱し、石製にして上下合して米麥を碎き粉末即ち麩にするものを磨と稱したといふ。碾は時には輾とも書かれ、石礪もて穀を碾くものを謂ひ、後世では輾輾即ち海青輾など謂ふ回轉速度の速いものさへある。碾磑回轉の原動力は牛馬を以てするが古風で、『三國志』卷三十八、蜀書卷八の許靖傳に

許靖……小異從弟劭俱知名。……劭爲郡功曹。排擯靖。不得齒。以馬磨自給。

とあるが如きはその證據で、之は所謂陸碾と呼ぶものである。その原動力に流水の力を利用するものは、普通に北魏時代の人なる崔亮の創意に出づると傳へられて居る。之は所謂水碾と呼ぶものである、『北魏書』卷六十六、崔亮傳に

〔崔〕亮在雍州。讀杜預傳。見爲八磨。嘉其有濟時用。遂教民爲磑。及爲僕射。奏于張方橋東堰穀水。造水碾磨數十區。其利十倍。國用便之。

とある。碾磑動力に流水力を利用することは何人にも容易に考へつかれることで、殊に溪流の多い地方などでは自ら促される割合に幼稚な考案なること本朝古來の水車の實例もあり、必ずしも崔亮の發明なりとは考へられぬが、兎に角數十區の水碾を造るといふ大規模のものは崔亮に依りて企てられたるものであらう。然かし『白氏

六帖事類集』卷第二十四、春十七の條に引ける晉の傅暢の『晉諸公贊』には、杜預が連機水碓を造り、此に由りて大量生産の出來た爲洛陽の穀價が豐賤となり、都人士が喜悅したことを傳へて居るから、杜預も既に流水の動力を巧に利用して居る一人である。水力碾碓は原動力に經常費を要せず、一時の設備費用を要するのみにして牛馬の飼育費を省きまた晝夜の別無く運轉して夜間休止するの要が無いから、牛馬力に據る所謂陸碾碓に比して水碾碓は非常な能率をあげ得て利益を齎らすのである。後世の習慣にては主として糲穀を除去する爲のものを糲と專稱し、穀米を粉末に礫して麪即ち麥粟粉を製するものを碾・碾・磨・碓・碾碓と專稱する風を生じたらしく、唐代に所謂碾碓は主として麥粟を破碎して穀粉を製するものを意味した。然らば中晚唐時代の佛寺經濟文書に見える碾碓は即ち麥粟を麪とする製粉工業に對して寺院の占有したる特許權・免許權より生ずる收入である譯である。それは主として麥を粉にして麪麪を製し、之を以て作る餅餌を常食とすることが唐代一般大衆の風俗であるから、麥を粉末とすることは唐代に於ける食料加工問題上に於て最も普遍的且つ不可欠の事業なりしが爲である。現代では支那でも本朝でも麥粉にて製した絲狀の食品饅飩の類を麪と稱するが、麪の原義は麥粉であり、小麥から小麥粉を取りし滓を麸と稱するのである。

原動力に牛馬を使役しても崔亮の如く數十區の碾碓を列置すればその製麪能力は相當なものであらうから、牛馬の飼育料を要せず、晝夜を別たす運轉製麪し得べき流水を原動力とせるもの一層莫大高率なる製麪能力を發揮し、經濟的に有利なるは喋々するを須たぬ。然るに利用すべき水力は碾碓専用の爲に特別の設備を爲して自家專用に之を導かば費用をも要して面倒であるから、斯くする者は稀有にして、崔亮すらも穀水の流を利用したほ

どで、成るべく経済的に有利に利用せむと考ふる結果、農耕地灌漑用の渠水を利用せむとする者の多きは自然の勢にして、其の結果は往々にして灌漑用水の流下力を弱めたり、水量を漏出減量せしめて灌漑に影響を及ぼしたり、塵埃淤泥を堰き止めて渠の疏通を害したりして農耕地灌漑に障害を生じ易い。その爲に政府として、地方行政官廳としては民の碾磑を設くることに對して或る程度の制限を加へ種々の規定を設けなければならぬこととなる。即ち灌漑を害はぬ範圍に於てその設置を許してその自由濫設を禁じ、碾磑の運用上にも或る程度の制限を加へなければならぬ。然らば一地方に於ける碾磑の存在は一定數となり、その許されて設置する者は無限の競争者の出現無く、製麩工業の利を擅にすることが出来る。元來有利なる水碾にしてしかも濫設せられざる結果は、碾磑は實に非常な營利事業たる譯である。唐代の碾磑制限に關しては『大唐六典』卷七、工部の水部郎中の職掌の記載の條に

凡水有溉灌者。碾磑不得與爭其利。

なる鐵則あり、その注に

自季夏及於仲春。皆閉斗門。有餘乃得聽用之。

とあり、原則としては灌漑が主で碾磑附設が副とされ、しかも陰曆六月より翌年の二月まで即ち農耕地灌漑用水の最も必要にしてしかも天地自然の現象上、比較的降雨量の僅少なる此の期間は、渠水を専ら灌漑に利用せしめむが爲に渠より碾磑に通ずる枝流の斗門を閉して碾磑運轉用の水のことを輕視する。此の斗門を閉さば、實際上には碾磑はその運轉を休止せざるを得ないのである。餘水ある場合に於てのみ碾磑運轉を許すが、然らざる場

合は渠水は専ら灌溉用に充當して碾磑の運轉の出来るか出来ぬかの問題は一切顧慮しないといふ規則である。之を以て見れば開元時代の規定にては灌溉を妨げざる範圍に於て碾磑の設置を許したことが知られ、これ大體唐朝一代を通じての原則的法律であつたと推知せられる。尙ほその詳細の事は幸にも天壤間の孤本として佛國國立圖書館所藏燉煌文書第貳五〇七號として首尾を缺きながら遺存する『唐代水部式殘卷』に於て之を知悉し得るのである。此の『唐代水部式殘卷』は夙に羅振玉の『鳴沙石室佚書』に收載せられ、仁井田陞博士が『服部先生古稀祝賀記念論文集』所收の『敦煌發見唐水部式の研究』に於て之を開元二十五年制定の式の殘卷なりと考定せられたもので、私が佛國にて實地調査する所では天地曲尺九寸參分の紙幅に、天地曲尺七寸六分の割合に本文を記し、一行二十字内外、計壹百四十四行、總卷長曲尺九尺五寸の卷子本にして、太宗の諱を避けて世を世に作り溝を溝に作つてある。此の『唐代水部式殘卷』の中に碾磑に關する次の諸規定がある。

一、藍田新開渠。每斗門。置長一人。有水槽處。置二人。

恒令巡行。若渠堰破壞。卽用隨近人修理。公私材

木並聽運下。百姓須溉田處。令造斗門。節用勿

令廢運。其藍田以東。先有水磑者。仰磑主作節

水斗門。使通水過。

右は今日の陝西省内藍田縣に於ての事であるが、灌溉の爲にも碾磑運轉の爲にも、各々渠より導く流水口に斗門を設けて適當に開閉し、水量調節節約に勵めしめたことが知られる。『大唐六典』水部郎中の注に見える斗門

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の碾磑經營に就きて

第一卷 五六九 第三號 四三

は之で、蓋し天下一般同じことであつたと想はれる。

一、諸水碾磑。若擁水質泥塞。渠不自疎導。致令水

溢渠壞。於公私有妨者。碾磑即令毀破。

右に徴證すれば碾磑設置の爲に水流を緩くせしめ、其の爲水中の淤泥が沈澱して水を堰き、水溢れ渠が壞される様な事情にあらば、斯かる碾磑は之を毀破せしむるのである。

一、諸溉灌小渠上。先有碾磑。其水以下即奔者。毎年

八月卅日以後。正月一日以前。聽動用。自餘之月。仰所

管官司。於用磑斗門下。著鑰封印。仍去却磑石。

先盡百姓溉灌。若天雨水足。不須澆田。任聽動用。

其傍渠疑有偷水之磑。亦准此斷塞。

右に據れば、灌溉用の小渠の水を引用する碾磑のその利用の枝水は、原則として毎年八月卅日以後より翌年正月一日まで自由に利用せしむるが、毎年正月一日以後其の年八月卅日までの八箇月間は灌溉用水の最も必要な期間なる爲、利用を許さず、管理の役人に命じて磑に通ずる水流の口の斗門を閉ぢて之に鑰を結び、その上に封印せしめ、且つ碾磑の上部の磑石を取り除かしめる。斯くして先づ百姓に充分に灌溉用水を送る。若し此の正月より八月の間にて特に降雨量多くして田に澆ぐを要せざる時は、碾磑運轉に利用することを聽す。また渠傍に無許可にて祕に碾磑を設け渠水を盗用する者あらば規則に准じてその水路を斷塞するといふのである。此の規定

は前掲の『大唐六典』卷七、水部郎中の條の注の「自季夏及於仲春。皆閉斗門。有餘乃得聽用之」の文の意の一部と一致するものである。斗門を閉づるは『水部式』にては九月一日より十二月末日までの四箇月間であり、『大唐六典』にては六月一日より翌年二月迄の九箇月間で、『大唐六典』の方が長期であるが、『水部式』の四箇月間は無論『大唐六典』の九箇月間に包含されて居るから、此の點に於ては合致して矛盾は無い譯である。之は地域により、時代により多少長短期の差異の存せしものと想はれる。尙ほ『唐代水部式殘卷』の第十項には浮磴なるものあり、曰く

一、揚州揚子津斗門二所。宜於所管三府兵及輕疾內。

量差分番守當。隨須開閉。若有毀壞。便令兩處

併功修理。從中橋以下落水內及城外左側。不得造

浮磴及捺壞。

浮磴は明の宋應星の『天工開物』卷上、粹精第四の條にも記載も圖示もなく、如何なる種類の碾磴なるか判断に苦しむ。之に對しては二様の推定を爲し得る。一は固定的に据え付けあらざる移動碾磴で、二は水上に停止して浮ぶる舟に設備し、川流の流力を舟側に設けたる車輪に働かせて舟上の碾磴を運轉するものであるが、果してその何れなるかと謂はゞ私は第二の推定を採らむとする者である。何となれば宋代のことではあるが、南宋の陸游の『劍南詩藁』卷三の「棧路書事」の詩に

危閣聞鈴馱。湍流見磴船。汲江人負甕。騎馬客蒙塵。

中晚唐時代に於ける熾盛地方佛教寺院の碾磴經營に就きて

なる句あり、『小方壺齋輿地叢鈔』第七帙に收むる清の王士正の『蜀道驛程記』康熙十一年閏七月十八日、保寧府治閬中縣に到りし條に

〔閬〕江間多磑船。如水車之製。泊急溜中。礮磑舂簸。悉用水功。軋鴉之聲不絕。

とあり、今日の四川省閬中縣の閬江で江上の浮船に設備した磑のあることを述べてある。之は劃然として宋代以後に創始せられたるものではなからうから、唐代の浮磑は此の種のものと考え得るのである。

此の『唐代水部式殘卷』に見ゆる水碾磑に関する規定は、今日唐代の水碾に関する規定を探るに當りての最も貴重なる記載にして、これ以上の史料は遽に他に求め得ぬ。然れども支那の事であるから、此の『水部式』の規定が果して如何なる程度まで嚴守せられて天下に勵行せられたるものなるかは大なる疑問である。此の規定が勵行さるれば或る程度の設置制限もあり、灌漑にも支障をきたさぬ筈であるが、記載の傳ふる所は稍々これに異なりて、後に指摘する如く唐朝一代を通じて之が極めて利益の多い營利事業なりし爲に、民は争ひて之を設置せむと希望し、且つ社會的特殊權力ある者即ち貴族富豪とか佛教寺院とかの手に依りて濫設せられ、屢々漑田を妨害するの現象を起し、毀破を命ぜられし事件の頻發し居る史實に徴して之を知るべきであらう。

唐代の貴族・富豪・寺院は社會的に特殊權力を有し、斯かる者には碾磑設置が多く許可せられ、また勢を恃みて地方官憲を壓倒して無理押しに設けて利益を壟斷する者あり、一般平民は之に壓迫せられて概ね之を設置するを得ず、また事實之が許可せられず、斯くの如き實情なれば、一定區域地方に於ける碾磑設置存在の數には自ら一定の限度あれば、幸に許可せられて之を設置し得たる者は競争者の濫出する患も無く、獨り其の利益を獨擅する

ことが出来て巨利を博し得られたから、營利事業としては此の上もない貴いものであつた。而して此の設置許可を得むとするものは、地方官吏に對する種々の裏面的關節を爲さざるべからざる關係上、僅少の資本を有する貧窮者には自ら不可能事で、その結果は自ら貴族・富豪・寺院などの社會的特殊權力を有する階級の者が主と爲るのである。『稗海』に收むる唐の李元の『獨異志』卷上に隋の楊素が營利に腐心して種々のことを爲したることを記したる中に碾磑經營に就きて

富侈之極。家僮數千人。……都會之處。邸店碾磑。不知紀極。性貪營利。心無厭足。時議鄙之。

とあり、唐の太平公主の碾磑營利については『新唐書』卷壹百二十六、李元紘傳に

元紘……爲雍州司戶參軍。時太平公主勢震。天下百司。順望風指。嘗與民競碾磑。元紘還之民。長史竇懷貞大驚。趣改之。元紘大擧刑後曰。甯山可移。判不可移也。……開元初爲萬年令。賦役稱平。擢京兆少尹。詔決三輔渠。時王主權家。皆勞渠立磑。漸場爭利。元紘勅吏。盡毀之。分漸渠下田。民賴其恩。

とあり、中唐時代にも貴族が碾磑を私したることは『新唐書』卷八十三、諸公主傳の代宗十八女の條の齊國昭懿公主傳に

公主崔貴妃所生。始封升平。下嫁郭曖。大曆末寰內民訴。涇水爲磑。種不得溉田。京兆尹黎幹。以請詔撤磑以水與民。時主及曖家皆有磑。帝曰。吾爲蒼生。若可爲諸戚倡。即日毀。由是廢者八十所。

とあり、句留は留めむことを乞ふと讀むべきである。このことは『舊唐書』卷壹百二十、郭子儀傳にも見えて居つて

大曆十三年有詔。毀除白渠水支流碾磑。以妨民溉田。昇平(公主)有脂粉磑兩輪。郭子儀私磑兩輪。……公主即日命毀。由是

勢門碾磑八十餘所。皆除之。

とあり、今日の陝西省の白渠水を利用する勢門の碾磑が八十餘所にも上りしことを知る。白渠は前漢の武帝の

太始二年皇紀五六六年
西紀前九五年に趙の中大夫の白公が涇水の水を引きて穿ちたること『漢書』卷二十九、溝洫志に

太始二年。趙中大夫白公。奏穿渠。引涇水。首起谷口。尾入樂陽。……因名曰白渠。

とあり、涇水は渭水の北方の仲山・九嶷山・武將山の谷々の水を受けて東南して渭水に合流するが、黄土の地層を長距離間流れ来るものなる爲、現今では溷濁し水量は舟を通じ得るほどのものに非ず、此の地形は古今を通じて變化無き筈なれば、此の涇水より水を引ける白渠は灌漑用程度の水量なりしものと想はれるから、之に八十餘所の碾磑を設くればその灌漑に大支障を生ぜしこと推想に餘あり、民の訴へ出でたるも理ありと考察せられる。勢門の擅長、民を苦しめたるを知り得る。又『新唐書』卷壹百十一、王方翼傳には地方の碾磑、特に幸に根本史料ありて本篇にて取り扱へる甘肅河西地方のそれに就きて

再遷肅州刺史。州無隄漸。……儀鳳間。河西蝗。獨不至方翼境。而它郡民或餓死。皆重爾走方翼治下。乃出私錢作水磑。簿其贏以濟飢療。構舍數十百楹居之。全活甚衆。

とあり、水磑の利益が斯様な難民救済金を得られるほど有利のものなりしことを知り得る。『唐律疏議』卷四、名例の「以贓入罪」の項に邸店即ち倉庫金融業と並べて碾磑業を擧げあり、唐代の碾磑經營が天下州縣に遍ねかりし現象なること並に之が非常な有利事業にして、しかも灌漑との關係上その設置が官憲よりの免許制なりし爲之を設置し得たる者が巨利を獨占し得たることを知るべきである。中原地方の佛教寺院が營利の目的で競ひて之

を設置したること想像に難からず、長安や洛陽の巨寺大刹には水碾か陸碾か殆ど之を有せざりしものは無かつたであらう。その一證據として指摘し得る記載は唐の馬贄の『雲仙雜記』に僧園逸記を引いて掲ぐる碾磨齋の記事である。曰く

都下寺院。每歲用除碾磨。是日作碾磨齋。

之は水碾か陸碾かは不明なれど、兎に角長安の各寺院に穀物製粉用の碾磨の立てられて居たことを示すものと思ふ。碾は『説文』に石を厲くなりとあり、瑕の字と關係し石に瑕を附することより碾磨の石礪にメタテスルの意なれば、長安の各寺院が毎年十二月大晦日に碾磨の大掃除を行ひ、一年間に碾滅した碾磨の日のメタテをして鋭からしめる。これが一寺や二寺のことではなく、長安の寺々殆ど全部が一齊に此の日に行ふ爲に一の齋會日の如く都人士に考へられ各寺院も亦齋を設けて慰勞の齋食を備へ、之を碾磨齋と稱して寺院年中行事の一と爲し、之が都下一般にも熟知せられて長安の一節日の如く考へられたのである。碾磨設置の寺院の多きに非ずんば、焉んぞ斯様に著名になることがあらう歟。此の長安寺院の碾磨齋のことより直に思ひ及ぶことは佛國國立圖書館所藏熾煌文書第參七九九號紙背にある『徒衆轉帖』である。此の佛國第參七九九號紙背には此の『徒衆轉帖』の前に六行の斷行的記載ありてその中に『請軋元寺主戒勝狀』なるものあり、乾元寺は唐代沙州十七寺の一にして、他の熾煌文書に習見する。此の狀文の次に『徒衆轉帖』が直に續記されてあるから此の轉帖も乾元寺文書ならむと推察せられる。『徒衆轉帖』とは其の寺院の僧侶沙彌一同に回覽せしむる回章である。

徒衆轉帖 劉法律 孫法律 獫法律 王法律 求川法律 淨心法律

中晚唐時代に於ける熾煌地方佛教寺院の碾磨經營に就きて

第一卷 五七五 第三號 四九

中晚唐時代に於ける燉煌地方佛教寺院の碾磑經營に就きて

第一卷 五七六 第三號 五〇

齊法律 李法律 田法律 集法律 王法律 龔法律 老宿

承慶 啓弘 戒行 慈願 啓隨 戒因 戒宗 戒寂 戒初 戒輪

戒果 沙彌願恩 願保 保堅 保集 保隆 保松 保戒

通願 會興 智存 智德 遂子 王三打 烏子 順子

已上徒衆。次著八角稜磑。人各何藍壹。

鍬鑿壹事。須得本身。不用廝著替。

帖至限今月廿八日。於寺內取育。捉二人〔後到〕

罰麥參斛。全不來。罰麥柒斛。

其帖立弟相分付。不得停滯。〔如滯〕

帖者。准條科〔罰〕。帖周却付本〔司〕。用憑

告罰。 乙酉年四月廿七日。 寺主門

右の文には誤字・當字・脫字が相當にあり、唐代の俗字もある。第一行・二行の姓の龔は唐代の習俗にて令狐の二字を一字と爲したもの、第六行目の何藍は荷藍の誤字、第八行目の育は齊の唐代俗字、第十行目の弟は逶にして適に當り正しくは遞の字なるも普通當字して多く適・適に作らるるもの、第八行・十行・十一行目の括弧内の補足は原文にて脱落し、他の類例文書より類推補足したるものである。乙酉年が何れの乙酉なるかの確ならずれども、他の同類文書が概ね晚唐五代たることより觀ると、唐の懿宗の咸通六年乙酉歲皇紀一五二五年
西紀八六五年か、後唐

の莊宗の同光三年乙酉歲 皇紀一五八五年
西紀九二五年 かに擬すべく、晚唐五代のものであるから以て當時の寺院碾磑に關する

根本史料である。乾元寺の徒衆に寺主より回覽せしめたもので、回章の趣旨は連記せる各位には順次に八角種の磑の箇處に集合を願ふ次第で、各員各々荷ひ籃壹個、鉄鑊壹本宛を携帯せられたい。必ず本人親しく出頭集合せられたく、斯即ち使役人、下僕などを用て代理人としては困る。此の回章で本月廿八日に我が寺内で集合せられたい。二人後れ到りし者には罰麥參斗を課し、全く來らぬ者には罰麥七斗を課する。此の回章は直に遞るく回覽して廻されたく、一處に停滯してはならぬ。若し停滯せしむれば規約に據りて處罰する。回章が周覽さるれば本司に返附されたい。處罰の際の參考史料とすると謂ふ意である。之は恐くは乾元寺經營の八角種磑の碾磑製粉處の大掃除乃至磨磑の目立の爲に、徒衆一同が籃と鉄とを携帯して明廿八日に先づ寺内に集合し以て磑處に向はむことを謂へるものにして、之は此の碾磑の職場が乾元寺の直接經營なる爲に要請せられた現象たるに相違なからうと想はれる史料で、こは恰も前掲の『雲仙雜記』に見える碾磨に當るものと思ふ。長安寺院の碾磨は年末の除日であるが、茲の場合は四月廿八日で、これをその前日なる廿七日に回章として通知したのである。磨磑・碾磑は摩擦製粉の爲に石礪に刻目あり、之が磨滅するから、如何しても年に一度や二度は目立てを爲さなければならぬから、此の事は何れの寺院の碾磑に於てもその水碾たると陸碾たるとを問はず必然的に起り來ること、長安の各寺院のものが碾磨齋として都人士に膾炙し、沙州燉煌の乾元寺のものが此の『徒衆轉帖』に現はれて來て居るのであると思ふ。